

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）第3期川崎競輪開催業務等包括委託受託事業者募集について

資 料 第3期川崎競輪開催業務等包括委託受託事業者募集について

経済労働局

令和8年5月7日

第3期川崎競輪開催業務等包括委託 受託事業者募集について (総務委員会所管事務報告)

令和8年5月経済労働局公営事業部





1 競輪事業について

競輪は、法律で特別に許可された公共性の高い事業であり、戦後の復興財源を確保するため、自治体が実施する「公営競技」の一つとして誕生し、昭和23年11月に小倉競輪場で初の競輪開催が行われました。

また、競輪の収益は、機械産業の振興やその他公益の増進のほか、地方財政の健全化に向けた一般会計への繰出しなどに役立てられており、社会還元に向けては、社会のあらゆる層を支える公益施策として様々な用途に活用されています。

(1) 自転車競技法の競輪の理念（自転車競技法第1条第1項）

- ① **機械産業の振興** : 自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化
- ② **公益の増進** : 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与
- ③ **地方財政の健全化** : 競輪の収益金の一部を地方自治体の一般会計に繰出し、地方財政の健全化に寄与

(2) 社会還元に向けて

【主な取組】

- ① **自転車・モーターサイクル** : 競技の普及・促進、競技施設の整備、交通マナーの啓発など
- ② **スポーツ** : スポーツ振興（障がい者スポーツを含む）、全国的なスポーツ大会開催の支援など
- ③ **社会環境** : 安全・安心社会づくりに向けた地域社会の安全安心に資する活動支援、防災や減災に資する活動支援など
- ④ **国際交流** : 学術・芸術・文化の国際交流の推進、国際的に活躍できる人材の育成支援など
- ⑤ **医療・公衆衛生** : 検診車・診療車の整備支援、など
- ⑥ **文教・学術文化** : 伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、青少年の健全育成支援など
- ⑦ **新世紀未来創造プロジェクト** : 地域ふれあい交流支援活動、人間力育成支援活動、社会福祉活動など



2 全国43競輪場の近年の動向

全国の競輪場の売上は、平成3年度の約1兆9,553億円をピークに長期的な減少が続き、平成25年度には約6,063億円まで落ち込んだものの、その後は回復基調に転じ、令和6年度には約1兆3,282億円まで回復しています。

売上の向上に向けては、インターネット投票の拡大や多様な時間帯での開催の実施、開催形態の多様化を進めるとともに、全国の競輪場での開催数も増やすなど、業界として様々な取組を進めています。

また、競輪場への誘客に向けては、業界全体でイメージアップ・来場価値の向上に向けた取組を積極的に進め、新たなファンの獲得や来場促進を図っています。

主な取組

(1) インターネット投票の拡大

- ・平成20年度から民間ポータルサイトによる車券発売を開始、令和8年度は6社で発売
- ・令和6年度のインターネット投票による車券発売額は約1兆1,235億円、車券売上全体の約84.6%。

(2) 多様な時間帯でのレース開催

- ・車券の購入機会の拡大に向け、モーニング開催、デイ開催、ナイター開催、ミッドナイト開催と様々な時間帯でレースを実施

(3) 競輪開催の多様化

- ・ガールズ競輪G I 開催創設(令和5年度) や外国人選手の招聘レース(令和8年度) など、ファンにとって魅力ある競輪開催に向けた取組を推進

(4) 全国の競輪場での延べ開催数の推移

令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(予定)	
開催数	開催日数	開催数	開催日数	開催数	開催日数	開催数	開催日数	開催数	開催日数
852開催	2,610日	862開催	2,646日	897開催	2,751日	911開催	2,790日	912開催	2,793日

(5) イメージアップ・来場価値の向上

- ・ロサンゼルス2028オリンピックに向けた選手の育成・強化、競輪のメジャー性・スポーツ性の発信
- ・観戦エリア等の充実に向けた施設改善やイベント・ファンサービスの充実



3 川崎競輪場の歩み

川崎競輪場開設以降の状況と現在の取組

川崎競輪場は昭和24年4月に全国で5番目の競輪場として、第1回の開催が行われました。

開設以降多くのファンが訪れ、川崎競輪開催の来場者数は、昭和49年度のピーク時に約**241万人**を記録、平成3年度の売上のピーク時には約**767億円**の売上を記録するなど、着実な収益の確保に努め、令和6年度末までに累計で約**1,292億円**を一般会計へ繰出すなど、市の財政に貢献してきました。

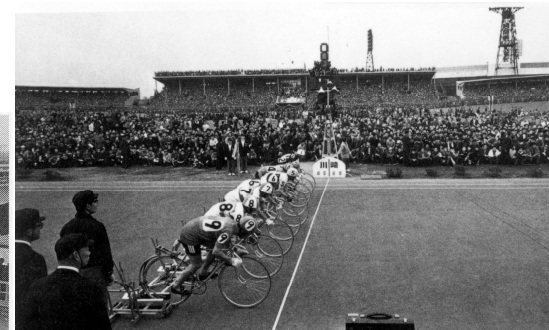
近年はインターネット投票など、投票環境の充実により売上は増加傾向にあるものの、ファンの高齢化やコロナ禍以降の生活様式の変化、レジャーの多様化などの影響を受け、川崎競輪開催への来場者数は大きく減少しており、令和3年度の来場者数は約**3万3千人**まで減少しました。

こうした状況を踏まえ、川崎競輪場では**新たなファンの獲得**や**来場促進**、**地域の賑わい創出**に向けて、積極的な施設開放や各種イベントの充実、地域イベントへの競輪ブースの出店などを通じて、競輪の社会的認知度の向上に努め、**市民に親しまれる競輪場づくり**を進めることで、令和7年度は川崎競輪開催時に約**7万9千人**の方々に来場いただきました。



開設当初のレース風景

昭和26年 開設2周年記念桜花賞



昭和40年 第10回オールスター競輪決勝

平成25年サマーナイトフェスティバル

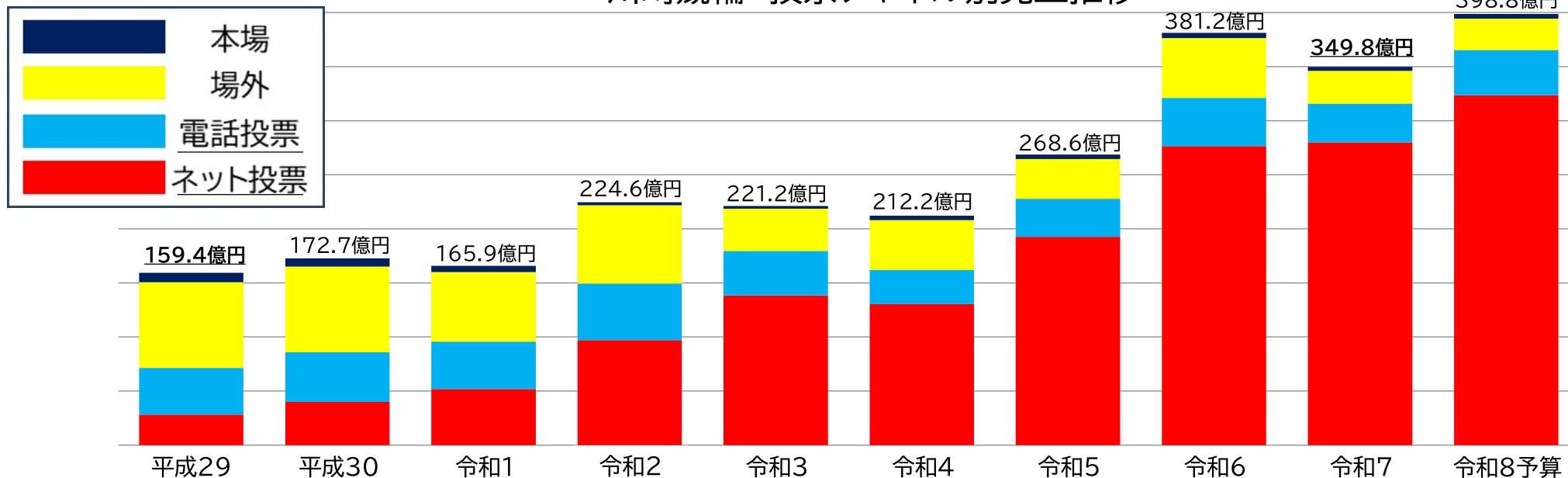


4 川崎競輪場の車券売上等の推移



(1) 車券売上等の推移

川崎競輪 投票チャンネル別売上推移



(2) 開催日数等の推移

年度	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8予算
開催日数	47日	53日	50日	49日	49日	46日	58日	65日	64日	64日
一般会計 繰出金	1.3億円	1.3億円	1.3億円	1.4億円	1.7億円	1.3億円	1.9億円	2.8億円	2.8億円 ※見込	3.8億円
G I 開催等 誘致状況				全日本選抜 G I				万博協賛 G III		
包括期間	第 1 期包括業務期間					第 2 期包括業務期間				

繰出金累計額：約1,292億円(令和6年度末)

5 川崎競輪場の目指す方向性



川崎競輪場においても、近年、車券売上は増加傾向にあるものの、来場者数はピーク時と比較して大きく減少している状況です。

このような中、川崎競輪場では現在、地域への貢献と新たなファンの獲得を図りながら、売上の向上や収益の確保に努め、市財政への継続的な貢献を図っています。

今後もこれらの取組を通じて地域への貢献に努め、「市民に親しまれる競輪場」を目指します。

主な取組内容

(1) 地域への貢献と新たなファンの獲得

- ・ 施設を活用したイベントやファンサービスの充実
- ・ 地域イベントへの施設開放
- ・ 地域イベントへの協力・ブース出店
- ・ SNS等を活用した競輪の魅力発信
- ・ 選手とファンが一体感を持てる環境づくり
- ・ レースを観戦しやすい環境づくり など

(2) 売上の向上や収益確保

- ・ より多くの開催日数の確保
- ・ 一流選手が多く参加し、多くの売上が見込めるG I 開催などのグレードの高いレース等の誘致 など

(3) 市財政への継続的な貢献（令和6年度末まで累計繰出額：約1,292億円）

※ 一般会計への繰出金

令和7年度（2.8億円：見込）

令和8年度（3.8億円：予算額）



のりものフェスタ（福田知也・野中龍之介選手）



中原スポーツフェスタ（永山英司選手）

「市民に親しまれる競輪場」へ

6 包括業務委託について



競輪場は、地方自治法第244条に規定する公の施設にあたらないため、公の施設の管理運営を条例に基づき包括的に任せ、受託事業者が主体的に運営を行う指定管理者制度を導入することが出来ないことから、川崎競輪場では複数の業務や機能を一括して委託し、効率化や受託事業者の専門性の活用を図ることを目的とする包括業務委託を平成29年度から導入しています。

包括業務委託の実施にあたっては、自転車競技法や同施行規則に基づき、川崎市（競輪施行者）は競輪を開催・運営する主体である地方公共団体として、競輪開催に係る固有事務等を行い、包括業務受託事業者は、競輪開催に係る実施事務のほか、競輪開催等に関する運営・管理などを包括的に実施する者としてそれぞれの役割を担い、より良い開催運営に向けて効率的・効果的な競輪事業の運営管理を行っています。

【川崎市(競輪施行者)】

(1)競輪開催に係る固有事務

- ①競輪開催日程の決定
- ②使用する場外車券売場等の決定
- ③車券の券面金額の決定および車券の作成
- ④払戻金の額の決定
- ⑤選手賞金等の決定

(2)施設・設備の改修、整備

(3)受託者の指導・監督 など

連携

【包括業務受託事業者】

(1) 競輪開催に係る実施事務

- ①作成された車券の発行・発売に関する事務
- ②払戻金の支払に関する事務
- ③返還金の支払に関する事務
- ④そのほか競輪の実施に関する事務

(2)競輪開催の運営に関する事務

(3)受託場外開催の運営に関する事務

(4)市民に親しまれる競輪場づくり など

自転車競技法（抜粋）

（競輪の実施事務の委託）

第三条 競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、競技実施法人（第三十八条第一項に規定する競技実施法人をいう。以下この章において同じ。）又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、競技実施法人に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

- 一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務
- 二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付（以下「車券の発売等」という。）に関する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。）

自転車競技法施行規則（抜粋）

（競輪施行者が競輪を開催するときの固有事務）

第五条 法第三条第三号の経済産業省令で定める事務は、次に掲げる事項に関する事務とする。

- 一 競輪の開催の日時、使用する競輪場（競輪場を借り入れて使用する場合は、その借用に関する契約の内容を含む。）並びに競走の種類、回数及び順序を決定すること。
- 二 使用する場外車券売場及び競輪を行う競輪場以外の競輪場であつて車券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場等」という。）の決定（場外車券売場等を借り入れて使用する場合は、その借用に関する契約の内容の決定を含む。）をすること。
- 三 車券の券面金額を決定し、及び車券を作成すること（競輪施行者の電子計算機と電気通信回線で接続された発券機で発券する事務を除く。）。
- 四 払戻金の額を決定すること。
- 五 選手に対し賞金又は賞品を支給する場合は、支給する賞金の額又は賞品の種類及びその支給の条件を決定すること。



7 地域や市財政への貢献に向けて

川崎競輪場での実施内容は、競輪開催に係る車券の発売・払戻し業務に加え、開催運営に付随する広報業務、警備業務、清掃業務、設備の保守点検業務などの各業務を一括して包括受託事業者に委託するもので、**持続可能で安定した競輪場運営**に向けて、**競輪開催を確実に実施するとともに**、効果的な情報発信やファンサービスの充実による**賑わいの創出**、**車券売上の向上**に努め、柔軟かつ効率的な事業運営による**経費の削減**と業務効率化による**収益の確保**を図るものとなっており、安定した**一般会計への繰出し**等につなげています。

持続可能で安定した競輪場運営に向けた取組

- ①公正・安全かつ円滑な事業運営の推進による**競輪開催の確実な実施**
- ②民間活力による効果的な情報発信やファンサービスの充実による**賑わいの創出**及び**車券売上の向上**
- ③柔軟かつ効率的な事業運営による**経費の削減**及び業務効率化による**収益の確保**
- ④安定的・継続的な収益の確保による**一般会計への繰出し**の実施 など

これらの取組を推進していくことで市民に親しまれる競輪場づくりを進め、**地域や市財政へのより一層の貢献**を目指しています



市内小学生の練習見学



川崎小学校競輪教室



ワグワカワサキ（レゲエライブ）



8 市民に親しまれる競輪場づくりに向けて

川崎競輪場では、包括業務委託の導入により民間のノウハウを活用したファンサービスの充実や、SNS等を活用した広報や競輪の魅力発信等の強化に努め、**賑わいの創出**を図るとともに、G I 開催などのグレードの高いレースの誘致や、柔軟で迅速かつ効果的な競輪場運営を行うことで、**車券売上の向上と業務の効率化による収益の確保**に努め、一般会計への繰出しを継続的に行っています。

また、**競輪場施設の有効活用**に向けて、富士見公園に隣接する場内に、BMX&スケートボードパーク（川崎競輪パーク）や、西ステージへ大型LEDモニターを新設・設置するとともに、地元商店街等との連携による音楽イベントや、地元選手と連携した地域イベントへの競輪ブースの出店等、**地域連携イベント**も積極的に行うなど、**市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組**を推進しています。

【主な取組】

（1）賑わいの創出

- ・ 民間のノウハウを活用した**イベントファンサービス**や**広報の充実**
- ・ バンク内観戦エリアやウイニングステージの設置など、**選手とファンが一体感をもって開催を盛り上げられる環境づくり**
- ・ 競輪場施設を活用した**地域の様々な団体と連携したイベントの充実** など

（2）車券売上の向上と業務の効率化による収益の確保

- ・ **G I 開催などグレードの高い開催の誘致**等による売上の向上
- ・ 複数委託を一本化することによる**事務の効率化と経費の削減**
- ・ 円滑な開催の実施に向けた**迅速な対応を可能とする体制の確保** など

（3）競輪場施設の有効活用

- ・ 川崎競輪パークでの**BMX等の市民向けのスクールや一般開放**の実施
- ・ 大型LEDモニターの設置による、**地元商店街と連携した音楽ライブ**やレゲエライブ、こどもカラオケ大会、**パブリックビューイング**の実施 など

（4）地域連携イベント(令和4年度から令和7年度にかけて延べ45日実施)

- ・ **市内小中学生への競輪教室**などの普及活動による競輪の魅力発信
- ・ 地域イベントへの**地元選手と連携したブース出店** など



ウイニングステージでの桜花賞勝利者インタビュー(郡司浩平選手)

9 第3期包括業務委託受託事業者の募集



これまでの取組を継続しさらに発展させることで、川崎競輪場の**長期的な発展と安定した運営**を図るとともに、より一層の市民に親しまれる競輪場づくりを推進し、あわせて、安定的かつ**継続的に収益を確保し、市財政へ貢献**するため、**効率性と収益性を両立した持続可能な管理運営業務の実現**を図ることを目的として、第3期包括業務委託事業者を募集します。

(1) 委託業務名

川崎競輪開催業務等包括委託

(2) 事業の実施場所

- ①川崎競輪場：川崎区富士見2丁目1番地6
- ②選手宿舎：幸区小向西町4丁目110番地

(3) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 実施期間

7年間（令和9年4月～令和16年3月）



レース風景



桜花賞表彰式の様子

10 委託業務内容



(1) 本場開催及び場外開催に関する業務

- ・ 車券の発売、払い戻しに関する業務
- ・ 資金管理業務 ・ 賞典業務
- ・ 入場案内や指定席等に関する業務
- ・ お客様サービスに関する業務
- ・ イベント等に関する業務
- ・ 番組制作及び映像配信等に関する業務
- ・ 記者、競輪関係者等への対応業務
- ・ 選手管理に関する業務 ・ 場内外の警備業務
- ・ 場内外の清掃業務 ・ 広告関係業務
- ・ ファングッズ・ノベルティグッズの企画、作成
- ・ 受託場外に関する業務
- ・ 依頼場外に関する業務 など

(2) 川崎競輪場施設等の維持管理に関する業務

- ・ 建物等総合管理業務
- ・ 各種施設、設備の保守点検等業務
- ・ 施設・設備の軽微な修繕及び改修業務 など

(3) 選手宿舍の維持管理に関する業務

- ・ 選手宿舍の各種施設、設備に係る保守点検に関する業務 など

(4) 競輪事業実施に関する各種業務

- ・ 開催運営に係る消耗品等の調達、保管管理業務
- ・ 場内売店管理補助業務 ・ ギャンブル依存症対策業務
- ・ 感染症及び災害等対策業務
- ・ 競輪事業の社会的認知度の向上等に関する業務 など

(5) 特別競輪等に関する業務

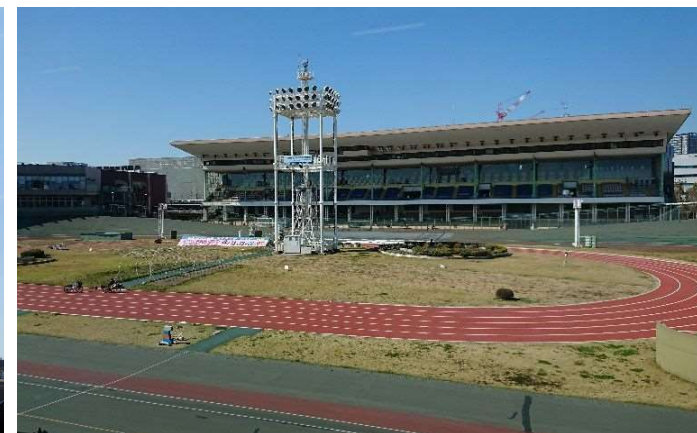
- ・ 特別競輪等の誘致、開催に関する業務
- ・ 特別競輪等の開催に付随する業務 など

(6) 市民に親しまれる競輪場づくりに向けた業務

- ・ 市民に親しまれる競輪場づくりに向けた業務
- ・ 川崎競輪場施設の有効活用に関する業務



川崎競輪場 西スタンド



川崎競輪場 バンク



11 第2期包括業務委託からの主な変更点

第3期包括業務委託のプロポーザルの実施にあたって、より良い業務委託ができるよう、複数の事業者へのヒアリングにより課題の整理を行い、事業者募集に向けて主に以下の点について見直しを行いました。

項目	第2期 (令和4年度から令和8年度)	第3期 (令和9年度から令和15年度)	変更した主な理由
①委託期間	・5年間	・7年間	②で示す機器やシステム等の導入・更新に係る経費の償却期間を考慮
②車券の発売・払戻機器やそれに付随するシステム等の取扱い	・導入・更新は市が負担	・導入・更新は受託者が負担	複数事業者にヒアリングを行った中で、機器やシステム等の導入・更新に係る経費を受託者の負担とすることで、より多くの事業者の公募への参加が見込まれるため
③基本委託料基準額	・基準額：40億円（固定）	・基準額：71.4億円以下 ・基準額以下での提案を可とする	【基準額】 委託期間の拡大と、経費の上昇を考慮 【基準額以下の提案】 事業者間の競争性を確保するため
④基本委託料率	・料率制：3.937%以下	・料率制：2.7%以下	車券売上実績の増加に伴い委託料率を低減
⑤受託場外車券発売に係る委託料	・GⅠ：5.037%以下 ・GⅡ：7.273%以下 ・GⅢ：8.491%以下 ・FⅠ、FⅡ：11.582%以下	・全ての開催を統一：10%以下	委託料の請求や支払いに際して、事務の効率化を図るため

※料率と金額は税抜で表記



12 包括業務委託料

基本委託料基準額及び基本委託料率、受託場外発売に係る委託料率は、以下のとおりそれぞれ提案を求めます。

(1) 本場開催（川崎競輪場で実施する競輪開催）に係る委託料

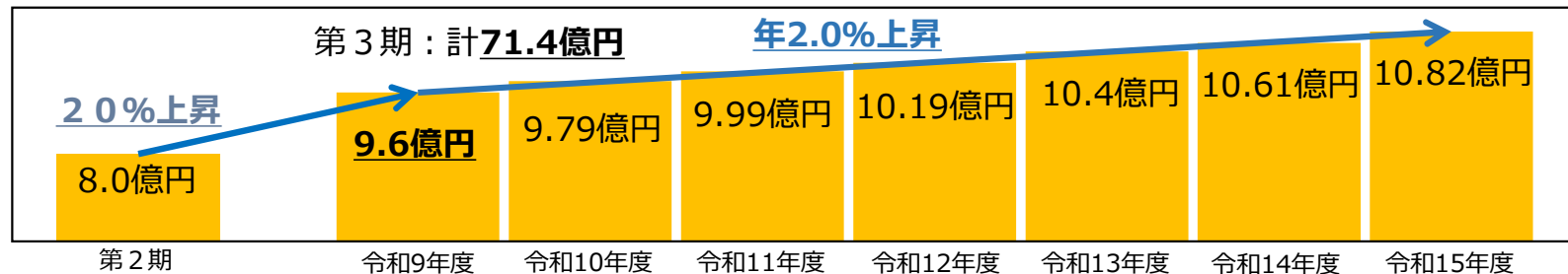
車券売上の総額（本場発売の売上＋場外発売の売上＋ネット投票の売上の合計額）に対し、次のとおり基準額や委託料率を定めて算出する。

① 基本委託料基準額：②の基本委託料に係る上限額

- 基本委託料基準額は、想定を超えた急激な車券売上の増加が生じた際の対応として、委託料を適正な額に抑制するために設定する。
- 71.4億円（税抜）以下で提案

【基準額の考え方】

- 令和2年10月から令和7年10月の直近5年間で、神奈川県の最低賃金が約20%上昇
- 日銀が示す「経済・物価情勢の展望(令和8年1月)」では、令和9年以降の物価上昇の見通しは、概ね+2.0%程度の上昇が見込まれている。
- 基本委託料基準額は、第2期委託料年単価8.0億円に対して、最低賃金の上昇率（20%）を考慮した9.6億円に対して物価上昇分+2.0%を見込んだ71.4億円とする。



② 基本委託料：川崎競輪における基本的な本場開催に係る委託料 ※令和7年度実績：21開催・64日

- 基本委託料は、基本的な本場開催の車券売上の総額に対して一定の料率を乗じて算定する料率制
- 委託料率は全ての開催に対し 2.7%（税抜）以下の統一した料率で提案

(2) 受託場外車券発売に係る委託料

他の競輪場で実施されている競輪開催の車券を、川崎競輪場において受託発売した売上に対し、委託料率を定めて算出する。

① 受託場外委託料：受託場外車券発売による車券売上に係る委託料

- 全ての開催に対し 10.0%（税抜）以下の統一した料率で提案



13 提案項目及び主な評価基準①

事業者選定にあたっては、以下の視点や提案項目、審査基準により提案を求め、審査を行います。

視点	提案項目	主な審査基準
1 競輪事業の理解度の視点	①総合的な考え方・業務理解	○受託への意欲、熱意が感じられるか ○川崎競輪事業の現状をよく理解しているか ○川崎競輪場の価値向上に向け、どの様に将来像を捉えているか
2 運営体制の視点	②経営基盤・事業者財務情報	○受託者として健全な経営基盤を有しているか ○近年の売上等が安定しているか
	③運営体制・執行体制・人員配置及び他都市実績	○業務運営管理に必要な体制・人員数が確保されているか ○配置される人員の質が確保されているか ○十分な他都市実績数があるか ○先駆的な取組事例が豊富にあるか
3 危機管理の視点	④危機管理体制の確保	○お客様の安全管理体制や災害時等の緊急時の対策が十分取られているか ○業務の運営管理上システム障害等のリスクや不測の事態に備えた対策が取られているか
	⑤コンプライアンスの確保	○再委託先の従業員を含め、法令順守及び倫理・行動規範が確保されているか ○厳重な個人情報管理や情報セキュリティ対策が確保されているか
4 業務効率化の視点	⑥業務効率化に向けた取組	○川崎競輪場の現状を理解し、実情に沿った提案であるか ○効果的で実現の可能性が高い提案であるか ○業務の効率化により、質の低下や、お客様の利便性が著しく損なわれないか
	⑦投票機器等の設置・維持管理	○投票機器やシステムの設置・維持管理等について、安定した開催が期待できる提案か ○機器の設置台数等、コストの削減と安定した開催の両立が期待できる提案であるか
5 売上の向上及びファンサービス等の視点	⑧売上の向上に向けた取組	○売上の向上に繋がる効果的な提案であるか ○民間ポータル事業者との連携策や、SNS等の活用について、効果的な提案であるか ○場外売上の維持・確保について、効果的な提案であるか
	⑨来場促進及び新規ファンの獲得に向けた取組	○川崎競輪場の現状を把握し、強みを生かした提案がなされているか ○地域住民が足を運びたいような提案がなされているか ○新規ファンの獲得に向けて効果的な提案がなされているか ○本場開催来場者日本一を目指す熱意が感じられる提案がなされているか
	⑩ファンサービスの拡充に向けた取組	○現状を下回らない、さらに発展した提案がなされているか ○来場者のニーズを的確に捉え、満足度の高い提案がなされているか ○オールドファン・若者・カップル・ファミリー等様々な層に対する魅力的な提案となっているか ○ファンサービス品やグッズの制作について、種類や数量が豊富でファンにとって魅力的な提案となっているか



14 提案項目及び主な評価基準②

事業者選定にあたっては、以下の視点や提案項目により提案を求め、審査を行います。

視点	提案項目	主な審査基準
6 市民に親しまれる競輪場づくりの視点	⑪市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地元企業や商店街等との連携に向けた効果的な提案がなされているか ○近隣施設との連携に向けた効果的な提案がなされているか ○近隣教育機関等との連携や子どもたちへの競輪の魅力の発信、普及・啓発に向けた効果的な提案がなされているか ○川崎競輪場のイメージアップに向けて効果的な提案がなされているか
	⑫施設の有効活用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎競輪パークの有効活用に向けた効果的な提案がなされているか ○西ステージや西側広場、その他競輪場施設の有効活用に向けた効果的な提案がなされているか ○その他、地域性や川崎競輪場施設をよく理解した効果的な提案がなされているか
7 新規事業や事業改良の視点	⑬新規事業や事業改良に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎競輪場の現状を把握し、課題認識や特性を生かした業務改善や、新規事業、施設の新設・改修等が提案されているか ○他都市での実績を踏まえた先駆的な取組の提案がなされているか ○民間企業ならではの画期的な施策が提案されているか
8 選手ファーストの視点	⑭選手の処遇改善や環境整備に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○開催中選手に提供する食事について、選手の満足度が高くなるような提案がなされているか ○レースに集中出来る環境の提供・整備や処遇の改善に向けた提案がなされているか ○開催中リラックスできる環境の提供・整備や処遇の改善に向けた提案がなされているか ○所属選手がトレーニングに専念できる環境の提供・整備や処遇の改善に向けた提案がなされているか
9 委託料の視点	⑮基本的な本場開催に係る基本委託料率と基準額	<ul style="list-style-type: none"> ○基本委託料率の提案が2.7%をどの程度下回っているか ○委託料基準額の提案が71.4億円をどの程度下回っているか ○売上見込の根拠が明確で、魅力的かつ適切であるか
	⑯基本委託料の基準額を超えた場合の委託料（超過委託料）	<ul style="list-style-type: none"> ○超過委託料率の提案が0.9%をどの程度下回っているか ○超過委託料の用途が魅力的であるか（川崎競輪の魅力向上に向けて、多くの割合の経費の投入が見込まれるか）
	⑰基本的な本場開催が振替となる開催に係る委託料（割増委託料）	<ul style="list-style-type: none"> ○割増委託料率の提案がそれぞれ2.7%、2.0%をどの程度下回っているか ○割増委託料の用途が魅力的であるか（該当する開催に多くの割合の投入が見込まれるか）
	⑱場外発売に係る委託料	<ul style="list-style-type: none"> ○場外委託料率の提案が10.0%をどの程度下回っているか ○より多くの日程、より広いエリア・発売窓口での発売が提案されているか ○売上見込の根拠が明確で、魅力的かつ適切であるか



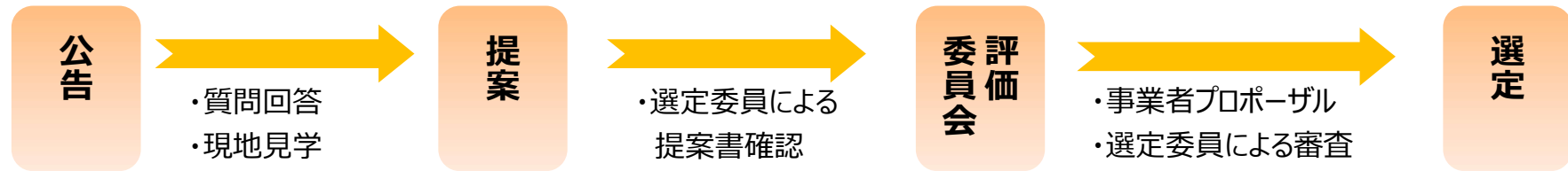
15 受託事業者の選定委員とスケジュール

事業者の選定にあたっては、経済労働局民間活用事業者選定評価委員会を活用し、評価委員会の委員に加えて、競輪事業に精通した専門家を外部委員として招聘し、これら委員の専門的知識や経験に基づいた、公正な審査・選定を行います。

(1) 選定委員

評価委員会委員	公認会計士	建築の専門家	公民連携の専門家
競輪事業の専門家	学識経験者	公益財団法人 J K A	公益社団法人 全国競輪施行者協議会

(2) 事業者選定の流れ



(3) スケジュール

令和8年度									令和9年度
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月	4月~
● 議会報告 (公募)	● 公募資料 確認	● 公告 参加申込受付 質問回答 現地見学	提案書受付	提案書確認	● 事業者 選定 評価委員会	協議	● 議会報告 (選定結果) 基本協定締結	引継・準備	● 業務開始 年次協定締結
総務委員会	評価委員会								

【参考】全国競輪場の包括業務委託契約実施状況一覧（26場）



競輪場名	受託事業者	直近の契約期間	契約期間	競輪場名	受託事業者	直近の契約期間	契約期間
函館	トータルゼータエンジニアリング(株)	令和8年4月から令和18年3月	10年	四日市	日本トーター(株)	令和4年4月から令和9年3月	5年
青森	日本トーター(株)	令和3年4月から令和10年3月	7年	松阪	(株)J P F	令和7年4月から令和17年3月	10年
前橋	日本トーター(株)	令和8年4月から令和14年3月	6年	富山	(株)J P F	令和2年4月から令和9年3月 ※(株)チャリ・ロトが施設所有	7年
大宮	日本トーター(株)	令和4年4月から令和9年3月	5年	京都向日町	(株)J P F	令和8年4月から令和31年3月	22年
西武園	日本トーター(株)	令和4年4月から令和9年3月 ※西武レクリエーション(株)が施設所有	5年	奈良	日本トーター(株)	令和4年4月から令和9年3月	5年
松戸	松戸興産(株)	単年度契約（平成18年度から継続） ※松戸興産(株)が施設所有	単年	岸和田	日本トーター(株)	令和7年4月から令和12年3月	5年
千葉	(株)J P F	単年度契約（令和3年度から継続） ※(株)J P Fが施設所有	単年	玉野	(株)チャリ・ロト	令和2年4月から令和22年3月	20年
川崎	トータルゼータエンジニアリング(株)	令和4年4月から令和9年3月	5年	広島	(株)チャリ・ロト	令和4年4月から令和38年3月	34年
小田原	トータルゼータエンジニアリング(株)	令和4年4月から令和9年3月	5年	高松	(株)チャリ・ロト	令和6年4月から令和36年3月	30年
伊東温泉	(株)チャリ・ロト	令和6年4月から令和26年3月 ※(株)チャリ・ロトが施設所有	20年	小松島	(株)チャリ・ロト	令和7年4月から令和12年3月	5年
静岡	日本トーター(株)	令和8年4月から令和13年3月	5年	高知	日本トーター(株)	令和8年4月から令和13年3月	5年
豊橋	日本トーター(株)	令和4年4月から令和9年3月	5年	小倉	日本トーター(株) SPEEDチャンネル 共同事業体	令和7年4月から令和12年3月	5年
名古屋	(株)J P F	令和3年4月から令和10年3月	7年	佐世保	日本トーター(株)	令和7年4月から令和12年3月	5年